

熊本県公報

第 1 1 6 6 6 号
平成 20 年 3 月 10 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業所の指定…………… (高齢者支援総室) 1
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 1
- 熊本都市計画道路事業の事業計画変更認可…………… (都市計画課) 2
- " "…………… (") 2
- " "…………… (") 2
- " "…………… (") 2
- " "…………… (") 2

公 告

- 土地改良区役員の氏名変更…………… (農村計画・技術管理課) 3
- 争議行為予告…………… (労働雇用総室) 3
- " "…………… (") 3
- UD・ユビキタス展示施設管理運営業務委託に係る企画コンペの実施…………… (企画課) 4

登 載 依 頼

- 熊本県産業教育審議会の開催…………… (高校教育課) 5

告 示

熊本県告示第 177 号
介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 20 年 3 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ふれ愛館ニシキ 八代市錦町 18 番 9 号	有限会社日進	平成 20 年 3 月 1 日

熊本県告示第 178 号
道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成 20 年 3 月 10 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成 20 年 3 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	笹倉久住線	阿蘇郡産山村大字山鹿字灰迫 1134 番地先から 同村大字山鹿字日向 928 番 2 地先まで	200.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成 20 年 3 月 10 日

熊本県告示第 179 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 20 年 3 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成 2 年熊本県告示第 735 号熊本都市計画道路事業 3・3・14 号野口清水線
- 3 事業施行期間 平成 2 年 10 月 29 日から平成 22 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし

熊本県告示第 180 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 20 年 3 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成 2 年熊本県告示第 734 号熊本都市計画道路事業 3・3・14 号野口清水線及び 3・4・27 号段山島崎線
- 3 事業施行期間 平成 2 年 10 月 29 日から平成 22 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし

熊本県告示第 181 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 20 年 3 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成 3 年熊本県告示第 992 号熊本都市計画道路事業 3・4・26 号新町戸坂線
- 3 事業施行期間 平成 3 年 12 月 25 日から平成 22 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし

熊本県告示第 182 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 20 年 3 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成 5 年熊本県告示第 218 号熊本都市計画道路事業 3・3・8 号二本木小碓線を二本木新大江線に名称変更する
- 3 事業施行期間 平成 5 年 3 月 12 日から平成 23 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし

熊本県告示第 183 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 20 年 3 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 昭和 61 年熊本県告示第 85 号熊本都市計画道路事業 3・3・11 号船場神水線
- 3 事業施行期間 昭和 61 年 2 月 4 日から平成 23 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし

公 告

熊本県公告第162号

宇土市に事務所を置く宇土八水土地改良区の役員の氏名に次のとおり変更を生じた旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成20年3月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	新氏名	旧氏名	住所
理事	藤井 恵一	藤井 恵一	下益城郡富合町大字廻江 755 番地
理事	高濱 耕介	高濱 耕介	下益城郡富合町大字志々水 260 番地

熊本県公告第163号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、健康保険病院労働組合八代総合病院支部支部長から平成20年2月27日付けで次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、同法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公表する。

平成20年3月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 争議行為の目的
次の要求内容の完全獲得
 (1) 一方的労働協約破棄項目について協定書通り直ちに交渉を再開すること。
 (2) 健康保険病院労働組合本部と社団法人全国社会保険協会連合会で取り交わされた再協定については、健康保険病院労働組合八代総合病院支部と健康保険八代総合病院間でも再協定すること。
 (3) 増員・賃金・労働条件の改善
 (4) 臨時職員に関する要求
 (5) 患者サービス向上に関する要求
 (6) 施設・設備の改善に関する要求
 (7) その他の要求
- 2 争議行為の日時
平成20年3月14日午前0時以降から本問題の要求解決に至るまでの期間
- 3 争議行為を行う場所
健康保険八代総合病院施設の全職場並びに敷地
- 4 争議行為の種類
健康保険八代総合病院施設の全体又は部分的に連続を含むすべての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為と、これに対する妨害排除のための一切の争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員については配慮する。

熊本県公告第164号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、熊本県医療労働組合連合会執行委員長から平成20年2月29日付けで次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、同法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公表する。

平成20年3月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 争議行為の目的
 (1) 医師・看護師などをはじめとする医療労働者の大幅増員 労働条件の改善、「合理化」・業務委託反対 働くルールの確立
 (2) 生活改善をはかる賃上げと雇用の確保 成果主義賃金、評価制度導入反対 医療産別最低賃金の制度化（病院の看護師・准看護師）
 (3) 医療・介護・社会保障の充実 医療制度改悪の中止・撤回と制度拡充 安全・安心の医療と行き届いた看護の実現
 (3) 国公立・公的・民間医療機関の統廃合など医療供給体制の縮小再編成「合理化」反対 存続・拡充と雇用の確保
 (5) 医師・看護師など増員のための「法律・制度」の制定と改正 200万人以上看護体制の確立 「看護職員需給見直し」の抜本見直し 二年課程通信制の改善
 (6) 憲法改悪阻止、改悪教育基本法の強要反対、核兵器廃絶、平和と民主主義の擁護 消費税など庶民大増税阻止
- 2 争議行為の日時
平成20年3月13日より目的を実現するまでの間の連日又は短時間

- 3 争議行為を行う場所
 特定医療法人芳和会 くわみず病院（熊本市神水一丁目 14-41）
 特定医療法人芳和会 本部事務所（熊本市神水一丁目 14-41）
 特定医療法人芳和会 熊本県民医連事務所（熊本市神水一丁目 14-41）
 特定医療法人芳和会 ぼっぼ保育所（熊本市水前寺二丁目 20-12）
 特定医療法人芳和会 平和クリニック（熊本市本荘二丁目 15-18）
 特定医療法人芳和会 くすのきクリニック（熊本市龍田五丁目 1-41）
 特定医療法人芳和会 菊陽病院（菊池郡菊陽町原水字小中野 5587）
 特定医療法人芳和会 菊陽ぼっぼ保育所（菊池郡菊陽町原水字小中野 5587）
 特定医療法人芳和会 水俣協立病院（水俣市桜井町二丁目 2-12）
 特定医療法人芳和会 協立クリニック（水俣市桜井町二丁目 2-28）
 特定医療法人芳和会 八代中央クリニック（八代市永碓町 1361）
 特定医療法人芳和会 天草ふれあいクリニック（天草市本渡町本戸馬場 2984）
 有限会社健康共同ファルマ ひまわり薬局（熊本市神水一丁目 21-16）
 有限会社健康共同ファルマ コスモ薬局（熊本市龍田五丁目 1-45）
 有限会社健康共同ファルマ さくら薬局（水俣市桜井町二丁目 2-14）
 有限会社健康共同ファルマ たんぼぼ薬局（菊池郡菊陽町原水字小中野 5587）
 特定医療法人ピネル会 ピネル記念病院（熊本市佐土原一丁目 8-33）
 社会福祉法人熊本福祉会 特別養護老人ホームたくまの里（熊本市御領一丁目 20-6）
- 4 争議行為の種類
 救急外来患者及び入院中の重症患者のために最低必要な保安要員若干名を除く全組合員又は一部組合員によるストライキ、その他すべての争議行為

熊本県公告第 165 号

企画コンペ方式で業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成 20 年 3 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 業務概要

(1) 業務名

平成 20 年度 UD・ユビキタス展示施設管理運営業務委託事業

(2) 業務内容

ア UD 製品体験展示施設「UD ふれあいひろば」に関すること。

(ア) 展示内容の企画、説明案内及び管理運営

(イ) ユニバーサルデザインに関する相談、情報収集

(ウ) ユニバーサルデザイン製品評価の実施

(エ) ユニバーサルデザインに関する研修等の実施

(オ) 市町村のイベント等に対する UD 展示キットの貸出

イ ユビキタス体験展示施設に関すること

(ア) 展示内容の説明案内及び管理運営

(イ) ユビキタス及びくまもと安心移動ナビ・プロジェクトに関する問い合わせへの対応、情報収集

2 委託期間

平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日

3 職員配置に関する条件

くまもと県民交流館の開館日の午前 10 時から午後 6 時まで、常時 1 名以上の職員を配置すること。

4 企画コンペの応募資格

特定非営利活動法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人等、不特定かつ多数のもの
 の利益のために活動する民間の非営利団体（法人格の有無は問わない）で、次の要件を
 すべて満たすこと。

(1) ユニバーサルデザイン及びユビキタスの考えを理解し、その普及及び実践に熱心に取り組むこと。

(2) 上記 3 の職員配置ができる組織体制を有していること（又はその見込みがあること）。

(3) 熊本県内に主たる事務所を有していること。

(4) 宗教活動又は政治活動を目的としないこと。

(5) 特定の公職者（その候補者を含む）又は政党を推薦、支持、又は反対することを目的としていないこと。

(6) 暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団の構成員の統制の下にないこと。

(7) 団体の役員全員が、成年被後見人及び被保佐人等、特定非営利活動促進法第 20 条の規定に該当しない者であること。

5 募集期間

平成 20 年 3 月 10 日（月）から 3 月 24 日（月）まで

6 その他

詳細については、別途交付する実施要項及び仕様書による。

交付期間 5 に同じ

交付場所 7 に同じ

- 7 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県総合政策局企画課特定政策推進室
(096-333-2015)

登載依頼

熊本県産業教育審議会公告第2号

第3回熊本県産業教育審議会を次のとおり開催します。
なお、当該会議の傍聴手続は次のとおりです。
平成20年3月10日

熊本県産業教育審議会

- 1 開催日時
平成20年3月13日(木)
13時30分から15時30分まで
- 2 開催場所
熊本県庁新館2階多目的AV会議室
熊本市水前寺6丁目18番1号 (電話 096-333-2683)
- 3 議題
 - (1) 開会 13:30
ア 県教育委員会あいさつ
イ 会長あいさつ
ウ 役員紹介
 - (2) 協議 13:45～15:30
諮問テーマ
「専門高校における職業人としての自覚と誇りを持つ教育の推進について
— 勤労の尊さを考える —」
ア 答申の素案について
(ア) 第2回審議会の概要等
(イ) 答申の素案
イ 専門委員会作成の実践モデルについて
 - (3) 閉会 15:30
- 4 傍聴人の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 会議の傍聴の受付は、13時から13時20分まで会場入口において行い、事務局長(熊本県教育庁高校教育課長)が認めたうえで、事務局の案内により会議の会場に入ることができます。
 - (2) 受付終了時点で定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定します。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号
熊本県産業教育審議会事務局(熊本県教育庁高校教育課産業教育指導係)
(電話 096-333-2683)

